

【候補者】 確 認 票 （必ず候補者ご本人が記載してください。）

次の事項につき、該当する回答にレ点でチェックをして、記載した年月日を記入、署名押印のうえ、申立書と一緒に提出してください。

- 1 成年後見人等（保佐人、補助人の方を含みます。以下同じ。）候補者が必ず選任されるとは限らず、成年後見人等には、専門職（※弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士等）である。第三者後見人が選ばれたり、監督人が選ばれることがあります。

☐ 理解した。 ☐ よく分からない。

- 2 成年後見人等に就任（開始の審判が確定）すると、法務局で取得する後見登記事項証明を添えて、本人が預貯金口座を持つ金融機関に届出をする必要があります。（※成年後見人等が開始の審判を受け取って2週間の経過で審判が確定します。成年後見人や預貯金取引について代理行為のある保佐人、補助人は、管理する本人の預貯金についてカードでの引出しができない取扱いの金融機関が多いです。）

☐ 理解した。 ☐ よく分からない。

- 3 成年後見人等は、就職時の本人の財産を調査して、財産目録、収支予定表を作成して提出し、以後、裁判所又は（監督人が選任されている場合は）監督人の監督に服します。

☐ 理解した。 ☐ よく分からない。

※成年後見人に選ばれた方は、当庁主催の後見人等職務説明会（※具体的な日程については、審判時に書面でお知らせします。）に必ず参加していただきます。

- 4 成年後見人や財産管理のある保佐人、補助人は、本人の収支を帳簿に記帳し、領収書や資料を保管する等して、裁判所又は（監督人が選任されている場合は）監督人に対していつでも事務報告できるようにしておく必要があります。

☐ 理解した。 ☐ よく分からない。

- 5 成年後見人等が本人の財産の流用・借用等をしたりとすると、損害賠償だけでなく、業務上横領罪に問われることがあります。

☐ 理解した。 ☐ よく分からない。

- 6 後見等開始申立ての動機、目的たる仕事が終了しても、後見等事務は、ご本人の能力が回復するかご本人の死亡まで続きます。

☐ 理解した。 ☐ よく分からない。

平成 年 月 日

氏 名（自署） 印